

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(適正な労務費の確保等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者 <u>(次号において「下請負人」という。)</u> に支払うものとする。</p> <p><u>三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。</u></p> <p><u>イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。</u></p> <p><u>ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者 (ハにおいて「再下請負人」という。) に支払うこと。</u></p> <p><u>ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第2条の2に定める事項を含む契約を締結すること。</u></p> <p><u>ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。</u></p> | <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(適正な労務費の確保等)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p><u>三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(下請負人等の選定)</p> <p>第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を川口市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の2～第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金（中間前払金を<u>除く</u>。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要す</u></p> | <p>4 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(下請負人等の選定)</p> <p>第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を川口市内に本店（建設業法 <u>(昭和24年法律第100号)</u> に規定する主たる営業所を含む。）又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の2～第35条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金（中間前払金を<u>含む</u>。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費 <u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、<u>現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>る費用に係る支払いに充当することができる。</u></p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p>第37条～第48条（略） （解除に伴う措置）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金の支払いがあったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.0</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、解除が第42</p> | <p><u>要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第37条～第48条（略） （解除に伴う措置）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金の支払いがあったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、解除が第42</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>条、第46条又は第47条の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> | <p>条、第46条又は第47条の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> |
| <p>4～9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> | <p>4～9 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> |
| <p>第50条 (略)</p> | <p>第50条 (略)</p> |
| <p>2～4 (略)</p> | <p>2～4 (略)</p> |
| <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。</p> | <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。</p> |
| <p>6 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> | <p>6 (略)</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> |
| <p>第50条の2 (略)</p> | <p>第50条の2 (略)</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす</p> | <p>3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>る。)で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第52条～第57条 (略)</p> | <p>る。)で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>第52条～第57条 (略)</p> |